

住民投票条例（案）に対する意見・要望について

項 目	意見・要望	条例への対応
目的 (第1条)	「市民の福祉」を「市民の生活・福祉」に改めて欲しい。	この条例における「市民の福祉」とは、狭義の福祉(福祉事務所の福祉)でなく、住民が政治・経済・社会・家庭などあらゆる面における生活又は活動において物質的及び精神的利益を享受している状態を意味しています。
住民投票に付すことができる重要事項 (第2条)	住民投票の費用を明確にして、その価値がある議題に対して市民が参加するものとして欲しい。	仮に本市で住民投票を実施した場合には、約2,000万円程度の費用が必要となる旨の試算がなされおり、市民に直接賛否を問う必要がある市政運営上の重要な事項についてのみ住民投票に付すことができることとしました。
	住民投票の対象事項についての規定を「事項のみ住民投票の対象とする」とするべきである。	ご提言の趣旨も踏まえ対応しました。
投票資格者 (第5条)	投票資格者を18歳以上として欲しい。また、永住外国人も加えて欲しい。 投票資格者を中学生以上としたほうが良い。 投票資格者を18歳以上として欲しい。 投票資格者に永住外国人を加えて欲しい。	常設型住民投票制度は、「地方自治法上の直接請求による条例制定を基とした住民投票の手続きを簡略化したもの」と考えておりますので、住民投票の投票資格者要件を地方自治法の直接請求対象者要件と同様に20歳以上の日本人に限定しました。
	投票資格者における規定を「有する者とする」とするべきである。	ご提言の趣旨も踏まえ対応しました。

<p>住民投票の 請求 (第6条)</p>	<p>市民からの請求要件を有権者1/6以上の署名とした理由は。(3名)</p> <p>市民からの請求要件を「有権者1/6以上の署名により請求することができる」と規定すべきである。</p> <p>地方自治法に規定している直接請求署名数よりもハードルを高く設定することは直接請求制度にブレーキをかけることになると思われる。</p> <p>市民からの請求要件を「有権者1/6以上の署名」から「有権者1/5以上の署名」に変更すべきである。</p> <p>市民からの請求要件を「有権者1/6以上の署名」から「有権者1/10以上の署名」に変更すべきである。</p>	<p>請求要件については、「ハードルが高すぎる」と活用が困難となり、逆に「ハードルが低すぎる」と請求乱発による市政の混乱を招くものと思われます。</p> <p>そのため、事項判断を求める住民投票実施請求を規定した法律上のものとして、市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項の「市町村合併における法定協議会設立請求に必要な要件として規定されている「1/6以上の者の連署をもって」の規定を参考に請求要件を「有権者総数の1/6以上の署名」としました。</p> <p>また、今回予定している住民投票制度は、予め市議会の議決を得た「請求要件」や「対象事項」など一定の条件を満たした場合には住民投票を実施することを条例化するものであり、直接請求制度と違い議決を必要としません。</p>
<p>住民投票の 実施 (第8条)</p>	<p>投票期日については、60日よりも長く期間を置いたほうが良い。</p>	<p>「31日以後60日以内」としたのは、投票及び開票の準備に時間を要する 市民に賛否の判断をするために必要な「情報提供を実施する時間」と「市民が考える時間」を十分にとる必要がある 投票資格を有する者については、3か月の居住要件を課しており、一時的に有資格者になることを目的とする転入を防ぐため、3か月を超えない範囲内で住民投票を実施する必要がある などの理由によるものです。</p> <p>他市町村では90日以内と規定しているところもあるが、地方自治法第261条に規定する「特別法制定に対する住民投票」期日の規定が「31日以後60日以内」であるため、この規定を準用しました。</p>

<p>投票の方法 (第10条)</p>	<p>三者択一形式としてはどうか。</p>	<p>住民投票は、多くの有権者の参加があつてこそ意義があり、投票の内容が分かりにくいために棄権者や無効票が増えることがないようにしなければなりません。また、三者択一形式とした場合、「1位と2位の選択肢にあまり差がない」又は「2位と3位の合計票が1位よりも多数となる」などにもかかわらず1位の選択肢を尊重することになり、市民間に感情的な対立を残すおそれもあります。</p> <p>したがって、この制度により請求できる住民投票の設問形式は、あくまでも投票者が判断しやすい内容とすることが重要であると考え、事項の賛否を問う二者択一の形式としました。</p>																		
<p>情報の提供 (第12条)</p>	<p>住民投票にかかる情報は最大限に提供して欲しい。 住民投票にかかる情報提供について規定すべきである。</p>	<p>情報提供については、「市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関する情報を市民に対して提供するものとする」旨の規定を条例に盛り込みました。</p>																		
<p>住民投票の成立要件 (第13条)</p>	<p>住民投票の成立要件を50%から40%に下げるべきである。 住民投票の成立要件を50%以上の投票率とすることはハードルが高すぎる。</p>	<p>成立要件を「50%を超えた場合」とした理由は、「市民の総意」の把握という視点から50%を超える投票率は最低でも必要であるとの考え方からです。</p> <p>ちなみに、最も身近な選挙である市長・市議会議員選挙の過去10年における平均投票率は61.5%であり、身近で関心の高い事項であれば充分対応可能であると考えました。</p> <table data-bbox="798 1680 1404 1971"> <tr> <td>平成12年</td> <td>市長選挙</td> <td>62.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市議会議員選挙</td> <td>62.0%</td> </tr> <tr> <td>平成8年</td> <td>市長選挙</td> <td>62.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市議会議員選挙</td> <td>62.0%</td> </tr> <tr> <td>平成4年</td> <td>市長選挙</td> <td>無投票</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市議会議員選挙</td> <td>59.3%</td> </tr> </table>	平成12年	市長選挙	62.3%		市議会議員選挙	62.0%	平成8年	市長選挙	62.0%		市議会議員選挙	62.0%	平成4年	市長選挙	無投票		市議会議員選挙	59.3%
平成12年	市長選挙	62.3%																		
	市議会議員選挙	62.0%																		
平成8年	市長選挙	62.0%																		
	市議会議員選挙	62.0%																		
平成4年	市長選挙	無投票																		
	市議会議員選挙	59.3%																		

	<p>一部の団体等の考えに偏ることのない、公平な住民投票になるように、市議会・市長の裁量権を強化すべきである。</p>	<p>住民投票の請求には「有権者総数の1/6以上の署名」が必要であり、住民投票の成立要件としては、投票率50%を超えることを規定しており、このことにより、市民の総意を把握できると考えました。</p>
	<p>「市民の総意」が必ずしも市民の幸せにつながるとは限らない。</p>	<p>本市では市民の総意を市政的に的確に反映させるため、特に重要な政策決定に際しての市民の総意を把握することができる手段として「住民投票条例」を制定しました。</p> <p>このため、住民投票により把握することができた総意を尊重した上で地方自治法が規定している間接民主主義に則り、議会・長が最終的な結論を出すこととなります。</p>
投票結果の尊重 (第15条)	<p>「投票結果尊重」の定義を明確にして欲しい(多数を占めた選択肢を採用すること)。</p> <p>投票結果の尊重では規定の仕方が曖昧である。「従う」とすべきである。</p> <p>投票結果を尊重することを担保する第三者機関を設置すべきである。</p>	<p>投票結果において多数を占めた選択肢を採用することを義務付けた規定(いわゆる「拘束的住民投票条例」とした場合、現行「憲法」及び「地方自治法」において、地方公共団体の意思決定権が議会と長にあると規定した条項に抵触することになるため、このような規定を含む条例は、行政解釈上において憲法及び地方自治法に「違反する」とされています。</p> <p>このため、投票結果が市長や市議会を法的に拘束するよう規定することはできないが、特段の合理的理由なく投票結果に示された市民の意思に反する行為を行うことはできないと考えます。</p>
住民投票の請求の制限期間(第16条)	<p>同一または類似の事案に対する住民投票の再請求の期間は設けるべきでない。</p> <p>類似事案でも請求制限期間を設けるべきではない。</p>	<p>同一または類似の事案についての再請求について制限期間を設けた理由は、住民投票の実施にあたっては多くの労力と費用を必要とするよほどの状況や条件に変化がないかぎり、いったん示された「市民の総意」が180度変わるということは考えにくいこと等によるものです。また、制限期間を2年間としたのは、他市町村などにおける規定例を参考にしたものです。</p>

<p>その他</p>	<p>条例制定が一日を争うものでないならば、全市民に再度問いかけをして欲しい。</p>	<p>「住民投票制度」については、「その制度化に当たって整理すべき論点がほぼ絞られていること」や「投票結果に法的拘束力を持たせない諮問型の「住民投票制度」を考えていること」などから、今回の市民コメントに提出された意見を基に対応していくことができるものと考えました。</p>
	<p>市民からコメントされた意見については公表して欲しい。</p>	<p>市民から提出された意見に対する回答については、市のホームページに掲載するとともに提出した方にも直接返信しています。</p>
	<p>住民投票条例制定に対する専門委員会を設置すべきである。</p>	<p>「住民投票制度」については、「その制度化に当たって整理すべき論点がほぼ絞られていること」や「投票結果に法的拘束力を持たせない諮問型の「住民投票制度」を考えていること」などから、今回の市民コメントに提出された意見を基に内部検討で対応していくことができるものと考えました。</p>
	<p>市長選挙を目前にした時期に制定する理由は。</p>	<p>本市では、平成14年度をスタートとする第5次坂戸市総合振興計画の将来都市像を「市民がつくり育むまち、さかど」とし、「市民参加によるまちづくり」を推進するために「パブリックコメント制度」や「まちづくり市民会議制度」など、多くの市民の意見を踏まえて街づくりを行っていくことができる制度を創設してきました。</p> <p>しかしながら、より活発な市民参加による市政展開を図っていくためには、市民の総意を的確に把握することができる制度である「住民投票条例」を早急に制定することが必要であると考え、結果としてこの時期となりました。</p>

	<p>市民コメントの期間を年末年始の20日間で設定することには問題がある。(2名)</p>	<p>住民投票条例(案)の概要に対する市民コメントの募集期間を22日間設けた理由は、坂戸市市民コメント制度に関する要綱第7条における「募集期間は、15日以上とする。」旨の規定を踏まえたものです。</p> <p>また、より多くの方から意見を提出してもらえるよう日頃仕事で忙しい方でも比較的時間に余裕がある年末年始を市民コメントの募集期間としました。</p>
--	---	---